

日本の女性支援における性規範とエイジェンシー概念

－「性的な取引」をめぐるセックスワーク論等の議論から－

○ 大阪府立大学大学院 小川 裕子 (会員番号 009609)

キーワード：性規範、フェミニズム、エイジェンシー

1. 研究目的

1956年制定の売春防止法を根拠法に、日本の女性支援に関する福祉施策の基盤であり続けた婦人保護事業は、「要保護女子」の「保護更生」という法の目的を残しながら、フェミニズムの影響も受け、売買春等の「性的な取引」にDV・性暴力も併せて「様々な構造的な抑圧を受けた女性の人権回復」を目指す方向にシフトしてきた。一方、施設など支援現場では、利用者の「性的な取引」に対する肯定的な言動に接する等で「抑圧された女性」という利用者観への揺らぎもあるが、それに向き合うことは支援者自身の性規範が問われることもあり表面的な対応に留まっている現状がある(須藤・宮本 2013: 106)。このような婦人保護事業の現状に対し、90年代以降、展開されてきたセックスワーク論は、「性的な取引＝労働」とみなすという点で、理念・実践の両面で少なからぬ影響を及ぼしたことが想定される。そこで本報告ではその論点を整理することで、近年、国や自治体で進む婦人保護事業を中心とした女性福祉施策の見直しの議論に寄与することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

文献研究として、「性的な取引」をめぐる2つの異なる立場—①ラディカル・フェミニズムの影響を受け「性的な取引＝女性に対する抑圧・差別・暴力の制度的実践(性奴隷制)」と捉える立場、②当事者を中心に「労働」と捉えるセックスワーク論のスタンス—の間での議論から、女性支援の理念や実践に影響を及ぼした論点を抽出し、検討する。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理規程、及び同規程に基づく研究ガイドラインを遵守している。

4. 研究結果

まずセックスワーク論者から提起された重要な前提として、「性的な取引」は「労働(仕事)」と言える状況にも「奴隷状態」にもなり得る「連続体」であり、その中の当事者のエイジェンシー(構造の影響を受けながらも構造に働きかける社会的行為体としての作用)を重視するという点が挙げられる。上記①の立場では「取引」が「連続体」で繋がっているからこそ暴力や搾取等の被害が防げない、としたが、②では「仕事」と言える状態が「どこから奴隷状態といえる状況になるのか」見極める必要を説いた(青山・中里見他 2008: 7)。また、①の立場では、フェミニズムが女性への強制や被害への視点を獲得してきた経緯から、〈性〉を労働よりも〈人格＝尊厳〉に近い、特殊なものとみなした(中里見 2009: 262)のに対し、セックスワーク論は「当事者が普遍的な認知や権利を要求し、社会によって特殊化されたアイデンティティを脱構築した」(青山 2011: 137)ことを重視し、その主た

る主張である「非犯罪化」の目的も、単に法的な権利の問題だけではなく、自身たちを特別視する社会の認知を変え、スティグマを軽減することにあった。

前述の婦人保護事業の見直しの議論の中では、利用者の半数以上がDVや何らかの暴力被害を受けているという実態（厚生労働省 2018）を受け「被害を受けた女性の回復」の支援が目指される一方で、「売春＝人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすもの」と規定する売春防止法の改正は懸案課題のままである（厚生労働省 2019）。これは女性福祉施策が基本的に①の立場で「性の特殊性」を重んじていることを示しているが、その現場では「性的な取引」について「社会の中で最も憎むべき《悪》だ」という会話や研修などがあり、（相談員である）自分が元セックスワーカーだと到底言えない雰囲気立ちこめていた」（SWASH 2018:57）という状況も報告されている。こうしたなか、②の立場からは、①のフェミニズムの援用の仕方に対し、「性産業のみならず社会全体に蔓延する非対称で暴力的な性関係こそが問題。結婚制度をはじめ他の不平等な制度の問題も共に考えるべき」（青山・中里見他 2008: 31）という主張や、そもそも「女」を定義することがジェンダーを強化すると同時に「定義から外れる女」としてセックスワーカーをスティグマ化、不可視化し続ける、と問題視する発言も挙がっている（要 2018:35）

5. 考察

以上より、セックスワーク論が女性支援の理念面に与えた影響として、まず「性的な取引」は「連続体」であり、「奴隷状態」もなり得るが、必ずしも暴力や搾取と結びつくものではない、という現状認識を示したことにある。同時に、セックスワーク論は、女性福祉施策が「性の特殊性」を重視するあまり、社会の既存の性規範を不問としたまま無自覚に「性的な取引」を特別視し、結果的に当事者へのスティグマを強化してしまう傾向を、フェミニズムの取り入れ方も含めて、検討し直す必要性も指摘している。

このことは、実践においては、「〈性〉というテーマは各自の価値観が思考＝支援観に強く影響することを自覚し、目の前の相談者にも価値観はあることを意識する必要」（SWASH 2018:197）、即ち「自身の価値観を押し付けない」というソーシャルワークの原則を再確認することに繋がる。そうして「仕事」の実際を知ること、「どこから奴隷状態になるのか」見極めることができるとともに、困難な状況にある女性が、自分らしく生き、周囲のスティグマを切り崩せるようなエイジェンシーを発揮できる可能性が高まることを示唆している。具体的には、支援者が自身の性規範の揺らぎも率直に話し合えるスーパーバイズの場の確保や、当事者の参画（ピアサポート）を促進する施策等の検討が考えられるだろう。

文献（詳細なリストについては当日配布する）

- 青山薫 2011「セックスワーカーの人権・自由・安全」『かけがえのない個から』岩波書店
- 青山薫・中里見博 他 2008「セックスワーク論の再検討」お茶の水女子大 21世紀 COE プログラム
- 要友紀子 2018「セックスワーカーの人権を考える」『福音と世界 73号』
- 中里見博 2009「性をめぐる権利と希望」『希望学4-希望のはじまり 流動化する世界で』東大出版会
- 須藤八千代・宮本節子編著 2013『婦人保護施設と売春・貧困・DV問題』明石書店
- SWASH 編 2018『セックスワーク・スタディーズ』日本評論社
- 厚生労働省 2018「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」報告書
- 2019「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」議事録・配布資料より